

# 住宅用家屋証明申請書

苅田町長 殿

租税特別措置法施行令

- (イ) 第41条
  - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
    - (a) 新築されたもの
    - (b) 建築後使用されたことのないもの
  - 特定認定長期優良住宅
    - (c) 新築されたもの
    - (d) 建築後使用されたことのないもの
  - 認定低炭素住宅
    - (e) 新築されたもの
    - (f) 建築後使用されたことのないもの
- (ロ) 第42条第1項(建築後使用されたことのあるもの)
  - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
  - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋がこの規定に該当するものである旨の証明を申請します。

令和 年 月 日

申請者 住所 \_\_\_\_\_  
 氏名 \_\_\_\_\_  
 TEL \_\_\_\_\_

建築主 又は 取得者	住所			
	氏名			
家屋の所在地				
家屋番号		床面積		m <sup>2</sup>
建築年月日		年	月	日
取得年月日		年	月	日
建築主又は取得者の居住		(1) 入居済	(2) 入居予定	
構造		造		
区分建物の対火性能		(1) 耐火又は準耐火	(2) 低層集合住宅	
工事費用の総額 [(ロ)(a)の場合に記入]				円
売買価格 [(ロ)(a)の場合に記入]				円

(注) { }の中は、該当するものそれぞれ○印で囲んでください。

# 住宅用家屋証明書

- 租税特別措置法施行令
- (イ) 第41条
    - 特定認定長期優良住宅又は認定低炭素住宅以外
      - (a) 新築されたもの
      - (b) 建築後使用されたことのないもの
    - 特定認定長期優良住宅
      - (c) 新築されたもの
      - (d) 建築後使用されたことのないもの
    - 認定低炭素住宅
      - (e) 新築されたもの
      - (f) 建築後使用されたことのないもの
  - (ロ) 第42条第1項 (建築後使用されたことのあるもの)
    - (a) 第42条の2の2に規定する特定の増改築等がされた家屋で宅地建物取引業者から取得したもの
    - (b) (a)以外

の規定に基づき、下記の家屋 { 年 月 日 { (ハ) 新築 } (ニ) 取得 } }

がこの規定に該当するものである旨を証明します。

建築主 又は 取得者	住 所				
	氏 名				
家屋の所在地					
家屋番号					
床 面 積		1階	㎡	2階	㎡
取得の原因 (移転登記の場合)		(1) 売買	(2) 競落		

(注1) { }の中は、該当するものをそれぞれ○印で囲む。

(注2) 取得の原因については、該当するものを○印で囲む。

令和 年 月 日

福岡県京都郡苅田町長